

告示

埼玉県告示第千二百四十五号

東秩父村における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	認証年月日
東秩父村	令和二年度 令和三年度 令和四年度	地籍図二十六枚 地籍簿一冊 御堂一地区(大字御堂の一部)	令和五年十月二十四日